

議 事 録

会議の名称	平成29年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年4月25日（火） 午後3時から 午後4時15分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第17号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 4 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 報告第14号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 6 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 9 報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 10 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について 11 報告第20号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う事業計画について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第4回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第4回総会 その他連絡事項 3 育てよう みどりは未来の たからもの 4 平成30年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について 5 平成30年度農林関係税制改正に関する要望について 6 農地を貸したい等の希望一覧の掲載
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>ご苦労様です。現在、騒がしい世界情勢ですけれども、本日は速やかな議事の進行に協力していただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。やっと暖かくなりました。過日は、女性農業委員の連絡協議会でお世話になりました。また、4月12日は、平成29年度全国情報会議へ局長を含めて5名に参加していただきまして、本当にご苦労様でした。これは全国農業新聞の普及推進、全国情報のための会議です。ぜひこれからも全国農業新聞の普及に努めていただければ幸いです。また、先ほど新制度に向けた地区代表会議を行ったのですが、話が煮詰まってきたところでもあります。5月の総会の後には、全員の調整会議でその案を成立させたいと考えております。また、組織編制のありました埼玉農業共済組合組合長理事から本庄市長へ飯島委員の推薦書が送付され、飯島委員も帰って来られましたので、またよろしくお願いいたします。</p> <p>本日も、スムーズな内に総会が進行しますようお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>本日は、24番庄田委員と25番堀口委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第16号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第16号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第16号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、3件でしたが、整理番号3の許可申請1件が取り下げになりましたので、2件となります。その内訳は、売買による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、松本委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、松本委員の報告をお願いいたします。</p>
松本委員	<p>9番松本です。渡人ですが、この方は亡くなっておりますので、弁護士の方がその肩代わりをし、このような形になっております。受人は、勤め</p>

	<p>人ですが、父親は村でも大きい方の農家で頑張っております。その後を継ぎたいとのことです。渡人の家は、家族が皆亡くなってしまって、先日家を取り壊した状態です。受人が申請地を受けて農業をやって、将来は父親と一緒に農作業をやりたいということです。慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、細野林之助委員の報告をお願いいたします。</p>
細野林之助委員	<p>10番細野林之助です。受人の所有農地の隣に申請地の渡人の農地があります。慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第17号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、4ページをご覧ください。第17号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計</p>

	<p>画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページから7ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。田6筆及び畑15筆の面積合計25,673.61㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。4番杉田委員及び3番池田芳野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(杉田委員及び池田芳野委員 退席)</p> <p>第17号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第17号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。杉田委員及び池田芳野委員の復席をお願いいたします。</p>

	<p>(杉田委員及び池田芳野委員 復席)</p> <p>次に、第18号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、8ページをご覧ください。第18号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が提出されたことに伴い、適格者であることを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための証明願について、同項に規定する適格者であることを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、9ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。詳細説明をいたします。被相続人及び相続人の住所氏名は、記載のとおりです。続柄は、母と子になります。職業は、記載のとおりです。相続年月日は、記載のとおりです。特例適用農地は、児玉町秋山地内の畑1筆、児玉町小平地内の田1筆及び畑9筆並びに児玉町吉田林地内の田1筆です。特例適用農地の面積は、それぞれ記載のとおりです。相続人の耕作農地面積は、特例適用農地面積とイコールでございます。</p> <p>次に、相続税の納税猶予制度について、説明いたします。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地を取得した相続人が、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う場合、一定の要件のもとに納税が猶予される制度でございます。被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた人となります。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人となります。特例農地の要件は、被相続人が農業の用に供していた農地で相続税の申告期限までに遺産分割されたものとなります。また、農地法上の遊休農地として、判定され、解消されていない農地は、この制度に適用されないこととなっております。</p> <p>特例適用農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、法定要件をすべて満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、福島委員の報告をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>31番福島です。報告させていただきます。被相続人の長女の夫が相続人です。相続人は10年ほど前から被相続人と米やゴマなどの農業をしておりました。相続人は年間100日程農業に従事しているとのことでした。相続人の住所が東京になっておりますが、7月より地元へ引越しをし、</p>

	<p>農業を本格的に行っていくとのこととです。農業振興地域の農地を相続税の納税猶予に関する適格者証明の特例適用農地とするのは、大変珍しいことだと思いますが、市街化区域内農地では農業を20年間行うこと、市街化区域外農地では終身の農地利用が必要となること、面積の20パーセント以上は譲渡、貸与、転用はできないこと及び耕作をしないと納税猶予は打ち切られることを相続人は承知しております。農家生まれでないので心配しておりますが、本人は農業をやると言っておりますので、皆さま方のご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>農地を相続税の納税猶予に関する適格者証明の特例適用農地とした場合、市街化区域内農地では農業を20年間行うこと、市街化区域外農地では終身の農地利用が必要となることを教えたことは、非常に親切だと思います。皆さんもそういう相談がありましたら教えてあげてください。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質問がありましたらお願いいたします。</p>
亀田委員	<p>20番亀田です。そもそも、この特例適用農地だけで相続税が出るのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局にて説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>私もそういった疑問があったのですがけれども、この特例適用農地だけの相続税ではなくて、その他にも相続財産があるようです。今回の適格者証明については、申請人が税理士との相談によって、申請に至ったものでございます。</p>
議長	<p>何か他に皆さんございますか。よろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の適格者証明について、適格者であることを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、適格者であることを証明することに決しました。</p> <p>次に、第19号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、10ページをご覧ください。第19号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定によ</p>

	<p>り、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページをご覧ください。申請件数は、9件でしたが、整理番号6の許可申請1件が取り下げになりましたので、8件となります。所有権移転6件、賃貸借権1件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年1月26日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。ご報告させていただきます。5-1の地図をご覧ください。受人は渡人の孫です。受人は実家近くに家を建てて、将来は親の面倒を見たいということです。渡人の地区は空き家等がだいぶ増えてきてしまいました。その中で、また地元に戻ってきてもらうということは私個人からしては大変ありがたいことと思っております。ご覧のとおり近隣には既に住宅が建っております。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小川委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、小川委員より報告をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>6番小川です。受人は渡人の弟の子です。受人は以前、消防署に勤務しておりましたが、やめて今はアルバイトとして自動車の修理等を行っております。場所は元小山川の堤防ができて田の残りの部分で、面積が少なく、近所の奥さん方が家庭菜園に利用している状態のところとす。周辺の農地には害がないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、資材倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農</p>

	<p>地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が資材倉庫用地であり、かつ、受人は申請地の隣地で生活しているため、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するものと思われまますので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、関根延一委員より報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。申請地は本庄児玉インターチェンジから児玉方面に向かう道路の左側にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東方向200m位先にあります。受人と渡人は親子関係であり、受人は渡人からの土地を借りまして資材倉庫を建てるということで申請を出したとのこと。周りは畑ですが迷惑をかけることはないと思います。皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑5筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、堀口委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書</p>

	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4について、堀口委員の報告をお願いいたします。
堀口委員	25番堀口です。渡人は、60代半ばの方でございます。申請地は、親から相続した農地です。この方は、会社勤めの方であり、農業をしたことはありません。今まで、所有農地を貸借したり、除草剤等を使用しずっと保全管理してきたようです。受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇の影響により、国から場内に車を立ち入らせないようにという指導があったそうです。それで、この申請地が受人の会社の道の反対にあり、駐車場に適しているのではないかということで、売買が成立したようです。周りが全部道路で囲まれているので、他に迷惑がかかることはないと思われます。以上です。ご審議、よろしくお願ひいたします。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号5を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、幼稚園運動場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、16ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、宮部委員より報告をお願いいたします。
宮部委員	3番宮部です。5-5の地図をご覧ください。申請地の南側の大きい道路が国道462号線です。国道462号線から、2、30m入ったところ

	<p>に申請地があります。〇〇〇の南側に細長く記載してあるのが運動場ですが、駐車場も兼ねておりとても危険な状態だと聞いてきました。新たに増設したので以前より運動場が大きくなったと思いますが、まだ狭いので西側の農地を購入し運動場にするとのことです。ご審議、よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政報告させていただきます。5-7の地図をご覧ください。申請地に行ってみましたら少し草が生えておりまして、高齢の男女が除草剤を撒いておりました。申請地が区画で仕切られており、これを皮切りに販売していくのだと見てまいりました。これで10軒位建つと人口が増えるので、児玉も活気が出ると思っております。近くには〇〇〇〇も出来るので1軒でも他市町村から新しい家に入ってもらった方が良いです。今回は藤岡の人が購入するので人口が増えます。ご審議、よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、私 田端から報告いたします。5-8の地図をご覧ください。高柳の一番住宅が集まっている団地の近くですが、小山川の端になります。私は、ここで稲作を以前していたので、地目が田だと思っていましたが、実際には陸田だったようです。ここに太陽光発電施設を作るといことですが、この近くにも太陽光発電施設があります。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田2筆、面積</p>

	<p>は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が住宅敷地拡張用地であるため、居住する者の日常生活上必要な施設に該当するものと思われまので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。5-9の地図をご覧くださいながら説明したいと思います。受人は渡人の娘婿になります。申請地の地目が田であったのですが、現場確認したところ、駐車場があり、小さな物置が建っておりました。今回、住宅敷地拡張用地としての申請です。なお、始末書も提出してあるということです。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第14号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第14号を説明いたしますので、21ページをご覧ください。</p> <p>報告第14号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものがございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地売買等事業等の実施により農地を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで農業委員会の許可を必要としないという</p>

	規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第15号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第15号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第15号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第16号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第16号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第16号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第17号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第17号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、28ページ及び29ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。

	次に、報告第18号を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>報告第18号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。報告第18号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が31ページから36ページまでのとおりとなっております。農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第19号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第19号を説明いたしますので、37ページをご覧ください。報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、2件です。その通知内容は、38ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第20号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第20号を説明いたしますので、39ページをご覧ください。報告第20号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長</p> <p>事業計画書については、40ページをご覧ください。届出件数は、1件</p>

	です。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で、報告を終了いたします。 この際、暫時休憩します。
(15:55)	休 憩
(16:10)	
議長	休憩前に引き続き、総会を再開いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。 (なし、の声) その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 その他連絡事項を説明いたします。A4の両面刷りの1枚ペーパーをご覧ください。本日は、7点でございます。 まず、1点目ですが、5月総会の開催予定です。5月25日(木)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。 次に、2点目です。平成29年度児玉地方農業委員会連絡協議会総会についてでございます。5月23日(火)午後4時から、本庄市役所職員厚生室において、開催予定です。出席者ですが、会長・会長代理・事務局となります。 次に、3点目です。平成29年度緑の募金運動への協力についてです。お手元に配付してありますA4カラー両面刷のリーフレットをご覧ください。公益社団法人埼玉県緑化推進委員会から埼玉県農業会議を經由して、募金の協力依頼があったものです。目的としては、緑の募金による森林整備等の推進に基づき実施するもので、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住み良い緑豊かな郷土埼玉づくりに寄与することを目的としています。募金額は、例年どおり農業委員1人あたり100円の協力をお願いをしたいと思います。慶弔費積立金から充当をしたいと思います。緑の羽根をお手元に配付しましたので、ご利用ください。 次に、4点目です。平成30年度県農地利用の最適化に関する意見の提出についてです。お手元に配付してあります資料1をご覧ください。埼玉県農業会議から意見提出の依頼がありました。この意見提出の趣旨です

が、農業委員会系統組織として地域の農業者等の意見を集約し、農業委員会自らが農地利用最適化活動を実施していくために必要な支援や国等が一体となり、それぞれの組織で推進するために必要な意見を提出するものです。意見を求める項目ですが、1つとして、農地の有効利用の推進のための支援について、2つとして、担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援について、3つとして、その他農業振興のための支援についての3点となっています。本日は、時間の都合で詳細説明は割愛しますが、1ページ2ページを参考にして、意見がある場合には、3ページから5ページの報告書に意見を記入いただきまして、5月10日までに事務局へ提出してください。

次に、5点目です。平成30年度農林関係税制改正に関する要望についてです。お手元に配付してあります資料2をご覧ください。全国農業会議所が埼玉県農業会議を經由して、税制改正に関する要望の提出依頼がありました。この要望提出の趣旨ですが、2ページの3段落目をご覧ください。平成30年度の税制改正につきましては、農業経営基盤強化準備金をはじめ租税特別措置等が平成29年度末までに適用期限を迎えることに加え、都市農業振興基本法に基づく税制上の特例措置の創設検討など、例年に増して重要な局面になることから、積極的に農業委員会、農業経営者等農業現場の要望を具体的に積み上げたいとのことです。要望項目については、1つとして、平成30年度農林関係税制改正に関する要望について、2つとして、都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設についての2点となっています。本日は、時間の都合で詳細説明は割愛しますが、2ページから11ページを参考にして、要望事項がある場合には、13ページ14ページにそれぞれ要望を記入いただきまして、5月10日までに事務局へ提出してください。

次に、6点目です。農地を貸したい等の希望一覧のホームページ掲載についてです。お手元に配付してあります資料3を合わせてご覧ください。毎年、農地パトロールの実施前に、農地の貸借売買等意向調査票を全農家に配付していきまして、貸したい売りたい農地や借りたい買いたい農地がある場合は、その調査票を農業委員会事務局に提出いただいています。従前では、それらの情報を得るためには、農業委員会事務局の窓口で一覧表を閲覧する方法のみでしたが、この4月中旬からは、インターネットで閲覧することができるように改善いたしました。市ホームページに資料3のように掲載することで、利用者の利便性の向上を図り、農地利用の流動化に繋がりたいとの考えから改善したものです。閲覧者の利用方法ですが、貸した

	<p>い・売りたい農地の一覧を閲覧し、事務局に問い合わせることにより、農地所有者の連絡先等の情報を閲覧者に提供していきたいと思います。借りたい・買いたい農地の一覧については、ホームページ閲覧者が貸したい・売りたい農地とマッチングした際に、事務局へ問い合わせただくものですが、農業委員自らが経営規模拡大を希望する農家へ情報提供し、農地利用の流動化を促進するために、斡旋活動に利用いただければと思います。</p> <p>次に、7点目です。その他として、田端会長の5月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を井上会長代理からお願いしたいと思います。</p>
井上会長代理	<p>本日はご苦勞様でした。これにて平成29年第4回農業委員会総会を閉会いたします。</p>

平成29年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年4月25日(火)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時
閉会時刻	午後4時15分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	○
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	○
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏